

第1 監査の請求

- 1 大阪府職員措置請求書の提出（以下「本件住民監査請求」という。）
平成30年10月15日
- 2 請求人
略
- 3 請求の要旨
別紙1記載のとおり。

第2 請求の受理

本件住民監査請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に定める要件を具備しているものと認め、受理することとした。

第3 監査の実施

- 1 監査対象となる財務会計上の行為
 - (1) 平成30年工業統計調査統計調査員証の印刷に係る契約及び支出
 - (2) 同写真保護シールの印刷に係る契約及び支出（上記(1)及び(2)を併せて、以下「本件各契約及び支出」という。）
- 2 監査対象部局
大阪府総務部（以下「総務部」という。）
- 3 請求人の陳述
 - (1) 平成30年11月19日、法第242条第6項の定めるところにより、請求人に対し、証拠の提出及び陳述の機会を設けた。また、法第242条第7項の定めるところにより、関係職員として、総務部の職員4名を立ち会わせた。
 - (2) 同日、請求人から、同日付けで、別紙2のとおり、補完陳述書及び追加の証拠の提出があった。
また、同日、請求人から、別紙3のとおり陳述があった。

4 監査対象部局の陳述

同日、監査対象部局である総務部に対し、陳述の聴取を行ったところ、同日付で、別紙4のとおり陳述書の提出があった。また、同日、総務部から、別紙5のとおり陳述があり、この陳述に対して、請求人から別紙5のとおり意見があった。

第4 監査の結果

1 事実関係

請求人及び監査対象部局より提出された事実証明書、並びに、関係職員に対し調査した結果、次のとおりの事実が認められた。

(1) 本件各契約及び支出に係る事務の経過

ア 業務概要について

本件各契約及び支出に係る事務は、大阪府が国からの法定受託事務として毎年実施している「工業統計調査」（5年に1度の経済センサス - 活動調査の年を除く。）において、統計調査員が調査対象事業所を訪問する際に携帯する統計調査員証及び調査員の写真の上に貼る保護シールの印刷業務（以下「本件各印刷業務」という。）に係る事務である。

請求人は、当該事務を担当していた者である。

本件各印刷業務に係る過去3年の契約金額の実績は次のとおりであった。

- ・ 平成28年度 統計調査員証の印刷：31,320 円
- ・ 平成27年度 統計調査員証の印刷：46,785 円
写真保護シールの印刷：33,858 円
- ・ 平成26年度 統計調査員証の印刷：34,020 円

なお、本件各印刷業務に係る経費支出伺いの決裁文書に添付された「比較見積結果」には、調査員証については「予算（予定価格）46,980円」、写真保護シールについては「予算（予定価格）30,888円」と記載されている。

イ 本件各印刷業務に係る契約及び支出の経過について

- ・ 平成30年1月30日：見積書の徴取方法について、これまでの公開見積合せから、少額随意契約の比較見積の徴取に変更することを決定した。
- ・ 平成30年2月15日：請求人は、3事業者に対し、ファックスにより、提出期限を平成30年2月20日午後5時と設定し、見積書の提出を依頼した。提出期限を定めることについては、課内で議論することなく、請求人の判断で行った。
- ・ 平成30年2月20日：請求人は、副担当者から、見積書未提出の事業者（以下「本件事業者」という。）に電話連絡を行うようアドバイスを受けたため、同日午後4時50分頃、本件事業者に連絡を取った。その際、本件事業者の担当者が出先にいたため、請求人は、上司に相談を行うことなく、本件事業者の担当者に対し、帰社したい見積りを提出するよう指示した。同日午後11時過ぎ、本件事業者より

ファックスにより見積書が到達した。

- ・ 平成30年2月21日：請求人は、本件事業者の見積書の到達を確認し、最も安価な金額を提示した本件事業者と契約する旨の経費支出伺いの起案を行った。その際、請求人は、副担当者から提出期限を過ぎて提出がなされた見積書（以下「本件遅延見積書」という。）は無効であるとの指摘を受け、請求人の所属するグループの決裁権者である総務部統計課課長補佐（以下「本件決裁権者」という。）に相談を行ったところ、本件決裁権者から、見積書原本を入手して、原案通り起案するように指示を受けた。
- ・ 平成30年2月23日：請求人は見積書を原本に差し替え経費支出伺いを起案し、本件決裁権者は決裁を完了した。
- ・ 平成30年3月9日：本件事業者は印刷物の納品を完了した。
- ・ 平成30年3月12日：請求人は本件決裁権者に対し決裁の判断理由を起案文書に残すよう申入れを行った。
- ・ 平成30年3月19日：本件決裁権者は支出命令に係る決裁を完了した（以下、「本件支出命令」という。）。

(2) 本件各印刷業務に係る事務手続き

ア 見積書等について

- (ア) 大阪府職員措置請求書に添付された事実証明書によると、3事業者から、見積書及び辞退届が、ファックスにより提出された。
- (イ) 平成30年2月21日、本件決裁権者の指示により、ファックスにより提出された本件遅延見積書の現物は、原本に差し替えられ、廃棄された。
- (ウ) 本件各印刷業務は国からの法定受託事務であり、国からの委託費により執行しており、会計検査院による検査も実施される所、会計検査院法（昭和22年4月19日法律第73号）及び計算証明規則（昭和27年6月7日会計検査院規則第3号）により、会計検査院に提出する証拠書類は原本に限ることとされている。

イ 経費支出伺いについて

- (ア) 請求人は、本件遅延見積書が最も安価な金額を提示したものであったことから、本件見積書の原本を添付して経費支出伺いの起案を行い、平成30年2月23日、本件決裁権者の決裁を経た後、印刷の発注を行った。
- (イ) 3千万円未満の物品購入に係る決裁は、大阪府事務決裁規程（昭和36年11月1日

大阪府訓令第41号。以下「事務決裁規程」という。) 第18条に基づき定められた実施細目において、グループ長(課長補佐)の専決事項であり、本件各印刷業務に係る経費支出伺いは適正な決裁権者により行われている。

ウ 納品確認について

平成30年3月9日、本件事業者から納品があり、同日、検査員として指定されていた副担当者が納品確認(検査)を行った。

エ 支出命令について

(ア) 平成30年3月19日、本件決裁権者は本件支出命令を行い、支出審査(支出負担行為の確認)後の3月22日、支払いを行った。

(イ) 消耗需用費に係る支出命令は、事務決裁規程第18条の規定に基づき定められた実施細目において、グループ長(課長補佐)の専決事項であり、本件支出命令は適正な決裁権者により行われている。

(ウ) また、本件支出命令に関する支出審査については、平成27年4月1日付けで大阪府財務規則(昭和55年3月31日大阪府規則第48号。以下「財務規則」という。)第100条第2項の規定により本件決裁権者が会計員に任命されており、適正な決裁権者により行われている。

2 判断

(1) 契約の種類等

ア 契約の種類について

大阪府総務部契約局長による「印刷物の契約種類の変更にもなう改正等について（通知）」（平成27年3月31日付け契総第5146号）（別紙6参照。以下、「平成27年契約局長通知」という。）によると、大阪府においては、本件各印刷業務に係る本件各契約は、製作物供給契約（売買と請負の混合契約）と位置付けられていることが認められる。

また、平成27年契約局長通知によると、各所属における発注手続きについては、従来通り物品調達システムにより行うこととされており、本件各印刷業務に係る決裁についても同システムにより行われていることが認められる。

イ 関係規定の適用について

(ア) 大阪府財務規則の運用第62条関係第3項の適用について

大阪府財務規則の運用（昭和55年審第1号、財第14号。以下「運用」という。）第62条関係第3項は、「前項に定めるもののほか、取引の実例価格を考慮して、価額が適正と認められる1件の代金が10万円以下のものの購入、修理等に係るものについては、電話、ファックス、電子メール及びウェブページ等により価額の見積りを取り、その状況を記録しておくことにより見積書の徴取に代えることができる。」と定めている。

これに対し、請求人は、本件各契約に運用第62条関係第3項は適用されない旨主張し、その理由として、本件各印刷業務は、製作物供給契約であり、契約の内容に印刷という作業が含まれ、その価格は、事業者の受注状況や作業期間等の影響を大きく受ける可能性があることから、「適正と認められる」「取引の実例価格」の判断が容易ではない旨主張する。

しかしながら、工業統計調査は、5年に1度の経済センサス - 活動調査の年を除き、毎年実施しているものであり、過去の契約実績から、おおよその見込み額の積算が可能なものである。このことは、事実証明書のうち「比較見積結果」の左上部分に、調査員証は予算（予定価格）46,980円、写真保護シールは予算（予定価格）30,888円と記載されていることから明らかである。

以上より、取引の実例価格の判断が容易ではない旨の請求人の主張は理由がなく、本件各印刷業務は、運用第62条関係第3項に定める「取引の実例価格を考慮して、

価格が適正と認められる1件の代金が10万円以下のものの購入、修理等に係るもの」に該当し、同項の適用を受けると解するのが相当である。

(イ) 大阪府随意契約見積心得の適用について

大阪府随意契約見積心得（平成20年1月1日制定。以下「心得」という。）第1条は、大阪府が行う随意契約の場合における見積書の徴取その他の取扱いについて、見積りをしようとする者が守らなければならない事項を定める一方で、「取引の実例価格を考慮して価額が適正と認められる1件の代金が10万円以下のものの購入、修理等に係るもの」を心得の適用除外としている。

これに対し、請求人は、本件各印刷業務については、適用除外に該当せず、心得が適用されると主張する。

しかしながら、前記（ア）で述べたとおり、本件各印刷業務は「取引の実例価格を考慮して、価格が適正と認められる1件の代金が10万円以下のものの購入、修理等に係るもの」に該当すると認められ、心得は適用されないと解するのが相当である。

なお、請求人の主張によると、請求人は、心得第5条第4項に基づき、本件各印刷業務に係る見積書について、ファックスにより提出を求めたものと解される。

しかし、同項は、平成30年3月29日契総第4351号による改正により追加された条項であり、本件各印刷業務の発注がなされた当時、同項は存在していなかった。そのため、請求人がファックスによる見積書の提出を求めた点は、心得の適用があることに拠る措置であったということとはできない。

ウ 見積書の提出について

(ア) 提出期限の設定について

心得第5条第5項は、「見積書が見積依頼書その他の見積依頼において指定した日時までに到達しないときは、当該見積は無効とする。」と定めており、見積書の提出期限となる日時を予め指定することを前提としている。

これに対し、本件各印刷業務については、心得の適用がないことは前述のとおりである。その他、見積書の提出期限を予め設定すべきことを定めた関連規定も見当たらないことから、請求人が見積書の提出期限を設定した趣旨は、事務処理の目安とすることにあつたと解するのが相当である。

(イ) 提出期限後の見積書の取扱いについて

請求人は、副担当者から本件事業者に電話連絡を行うようアドバイスを受けたため、提出期限間際に本件事業者に連絡を取り、請求人自らの判断で提出期限後に見積書を提出するよう指示を行ったことが認められる。

前述のとおり、見積書の提出期限を設けた趣旨は事務処理の目安とすることにあつたことから、請求人の上記指示を直ちに違法又は不当とすることはできない。

しかしながら、提出期限を設けた趣旨が事務処理の目安とすることにあつたとしても、受注機会の公平性や契約事務の公正性・透明性を確保する観点からすると、一旦設定した提出期限については、合理的な理由なしに特定の事業者のために安易に延長したり提出期限後の提出を許容する取扱いをすることは、慎重に行うべきである。

とりわけ、他の事業者が既に提出期限内に見積書を提出している場合には、提出期限の延長を極力避けるべきであるが、仮に、提出期限を延長するような場合にあっては、期限内に見積書を提出した事業者にも提出期限の延長を認め再提出の機会を与えるなど、受注機会の公平性や契約事務の公正性・透明性に疑念を挟まない取扱いをすることが求められる。

エ 見積書の原本との差替えについて

請求人は、ファックスにより提出された本件遅延見積書について、本件決裁権者より原本を入手して起案するように指示を受けたことから、原本を入手した上、見積書を原本に差し替えた経費支出伺いの起案を行ったことが認められる。

この点について、請求人は、本件遅延見積書の存在が隠蔽された旨主張する。

しかしながら、本件各印刷業務は、国からの法定受託事務であり、国からの委託費により執行しており、会計検査院による検査も実施されるところ、会計検査院法及び計算証明規則により、会計検査院に提出する証拠書類は原本に限ることとされている（別紙6参照）ことは、すでに述べたとおりである。

よって、本件遅延見積書を原本と差し替えた点を違法又は不当とすることはできない。

(2) 本件各契約の違法性又は不当性

ア 損害の有無について

本件各契約については、最低価格の見積書を提出した本件事業者と締結がなされている。また、支出金額に見合う成果品として、統計調査員証及び調査員の写真の

上に貼る保護シールがそれぞれ納品され、その検品確認も終わっており、現時点では大阪府に損害が発生しているとはいえない。

イ 行政文書管理規則の遵守について

大阪府行政文書管理規則（平成14年12月27日大阪府規則第122号。以下「行政文書管理規則」という。）第13条第1項は、「事務及び事業を行うに当たっては、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、文書を作成するものとする」と定めている。

請求人は、本件各印刷業務に係る決裁文書について、行政文書管理規則第13条第1項に反すると主張し、その理由として、契約の相手方選定の意思決定に至る過程が記載されていないため、当該意思決定を合理的に跡付けすることができず、その意思決定が妥当であったか等の検証を行うことができない旨主張する。

この点、本件各契約は、請求人の設定した提出期限後の見積書を有効とし、契約の相手方を選定していることからすると、その意思決定の妥当性について検証ができるように、その経過について当該決裁文書に記載するとともに、ファックスによる受信日時が記載された本件遅延見積書の現物を保管しておくべきであった。

しかしながら、第4・1（2）で述べたとおり、経費支出、支出命令等の事務手続きについては、決裁権者により規定どおり決裁がなされており、行政文書管理規則に違背することをもって、直ちに本件契約が違法又は不当となるものではない。

ウ 発注手続きについて

行政活動は、法律に適合するものでなくてはならないところ、民法（明治29年法律第89号）第1条第2号が定める「権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない」という原則（信義則の原則）は、国民の信頼を保護するため行政活動にも妥当する重要な原則と解される。

また、複数の利害関係人が存在する行政処分の職権取消について、処分をした行政庁は「自らその違法または不当を認めて、処分の取消によって生ずる不利益と、取消をしないことによってかかる処分に基づき既に生じた効果をそのまま維持することの不利益とを比較衡量し、しかも該処分を放置することが公共の福祉の要請に照らし著しく不当であると認められるときに限り、これを取り消すことができる」（最高裁第一小法廷判決昭和43年11月7日民集22巻12号2421頁）とされていることは、行政処分以外の行為であっても、可能な範囲で類推すべきものである。

これを本件についてみると、期限内に見積書を提出した事業者に連絡を取らずに、本件事業者にのみ提出期限後に見積書の提出を指示した点は、受注機会の公平性や

契約の公正性・透明性の確保の観点に照らし、事業者や府民の疑惑や不信を招くおそれもある。

しかしながら、前述のとおり、見積書の提出期限を設けた趣旨は事務処理の目安とすることにあつたのであるから、請求人の上記指示を直ちに違法又は不当とすることはできない。

仮に請求人の指示が違法又は不当であつたとしても、アで述べたとおり、現時点において大阪府に損害が発生しているとはいえないこと、本件契約を無効とし又は取り消した場合には、請求人の指示を信頼した本件事業者から信義則違反の責めを問われる可能性があること、本件事業者から既に納品がなされており、本件契約を無効とし又は取り消したとしても改めて本件印刷業務と同様の契約を締結する必要も認められないことを総合的に判断すると、提出期限を守り見積書を提出した事業者の信頼を保護するために本件契約を無効又は取り消しうべきものとするまでの違法性又は不当性は本件契約に認められないと解するのが相当である。

3 結論

以上のとおり、本件各印刷業務に係る契約及び支出は違法又は不当なもので大阪府に損害を発生させる可能性があるという請求人の主張には理由がない。

よって、請求人の本件住民監査請求を棄却する。

4 意見

行政文書管理規則が平成29年8月10日付けで改正され、府政の透明性を確保するため、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう文書を作成することとされたことを受け、今年度の上半期に監査委員監査を行い、行政文書管理規則改正の周知及び定着が不十分であるということについて監査結果としたところである。

本件においては、契約金額が大きくなく、関係人に及ぼす影響も限定的なものであるが、契約締結に至る過程の公平公正さに疑義がないとは言い切れない。また、契約相手方の選定に関する意思決定に至る過程が合理的に跡付け又は検証することができるよう決裁文書に記載されていなかったうえ、ファックスによる受信日時が記載された本件遅延見積書の現物が保管されていなかった。

以上のことを踏まえ、改めて、行政文書管理規則の改正の意義の周知徹底を図り、適

切かつ適正な文書の作成及び管理がなされるよう意見を付する。

なお、本件においては、契約過程を点検する機会が存在した。内部統制の仕組みがコンプライアンスの確保に対して適切に機能するよう留意されることを期待する。

平成30年10月15日 請求人提出 (概要)

大阪府職員措置請求書

(請求の要旨)

大阪府総務部統計課は、平成30年工業統計調査において使用する統計調査員証及び写真保護シールの印刷業務（以下「本件印刷業務」という。）を請負う事業者を選定するため、大阪府財務規則（昭和55年3月31日大阪府規則第48号。以下「財務規則」という。）第62条に基づいて、複数の事業者から見積書を徴取する比較見積を行った。

うち1者が提出期限に遅れて見積書を提出したが、大阪府総務部統計課課長補佐（以下、「本件決裁権者」という。）は、この事実を隠蔽したうえで、この見積者を相手方とする契約の締結及びその契約債務の履行（公金の支出）を行う決裁を行った。

これは、大阪府財務規則及び大阪府行政文書管理規則（平成14年12月27日大阪府規則第122号。以下「行政文書管理規則」という。）に反するものであり、違法又は不当な契約の締結及び契約債務の履行（公金の支出）である。

これによって、大阪府はその支出額に相当する損害を被った。また、これらの本件決裁権者の行為を容認すれば、今後も同種の行為により、損害を大阪府に被らせるおそれがある。さらに、このような財務会計事務が府民や事業者の知るところとなれば、大阪府の信頼は失墜し、府の発注案件には事業者が参加しなくなる等、府に大きな損害を与える可能性がある。

よって、知事に対して、本件決裁権者に、本件印刷業務に係る支出額の返還をさせ、本件印刷業務の契約の相手方選定の理由を本件に係る行政文書において明らかにさせ、懲戒処分を行うなど必要な措置を講じるよう勧告することを求める。

詳細は、以下のとおりである。

○ 本件印刷業務に係る契約の締結及びその履行までの経緯

私は、平成29年4月1日から平成30年3月31日まで、大阪府総務部統計課担当グループに所属し、本件印刷業務に係る契約についての事務を担当していた。

本件印刷業務は、統計調査員証（予定価格46,980円）及び写真保護シール（予定価格30,888円）の印刷であるが、それぞれ、地方自治法施行令第167条の2第1項及び財務

規則61条の2により随意契約によることができるものであった。

しかし、随意契約ではあっても、割高な価格による契約を許容しているわけではなく、財務規則第62条は、「随意契約によろうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。」と規定している。また、大阪府随意契約ガイドラインは、「随意契約は、単に相手方の選定方法についての特例を定めたものに過ぎないのであって、不利な条件（割高な価格）による契約の締結を許容したものではない。」とし、「競争性を高めるため、…4人以上の見積依頼に努め、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。」「随意契約のために見積りを依頼しようとするときは、特別の事情がない限り、大阪府随意契約見積心得（以下「随契見積心得」という。）を見積参加者に遵守させなければならない。」と規定している。

- ・ 平成30年1月30日

統計課内の会議スペースにおいて、本件決裁権者、総括主査2名と本件契約事務担当者である私及び副担当者（以下「本件関係者」という。）が本件印刷業務を請負う事業者の選定方法について協議を行い、財務規則第62条により、事業者3者に見積依頼することを決定した。

前回の平成29年工業統計調査においては、大阪府財務規則の運用（昭和55年審第1号、財第14号。以下「運用」という。）第78条関係第3項で定める「公開見積合せ」により事業者の選定を行っていたが、写真保護シールについては、予定価格内での見積書の提出がなく、不調となっていた。今回は不調とならないよう、柔軟な手続きが可能な、財務規則第62条（運用第62条第2項の前半部分）に定める「比較見積」を行うこととし、公開見積合せと同様に価格を競わせ、原則、最低の価格をもって見積りをした者を契約の相手方とする旨（随契見積心得第11条）、決裁権者に説明し承認を得たものである。

なお、運用第62条関係第3項は、「取引の実例価格を考慮して、価額が適正と認められる1件の代金が10万円以下のものの購入、修理等に係るものについては、電話、ファックス、電子メール及びウェブページ等により価額の見積を取り、その状況を記録しておくことにより見積書の徴取に代えることができる。」と規定している。この場合は、随契見積心得の適用はない（第1条かつこ書）が、本件印刷業務に係る比較見積においては、同項を適用していない（後に、本件決裁権者がその適用を主張するが）。というのは、『印刷物の契約種類の変更にもなう改正等について（平成27年4月1日契総第5146号）』のとおり、本件は、製作物供給契約（売買と請負の混合契約）であり、

契約の内容に印刷という作業が含まれており、その価格は、その事業者の受注状況や作業期間等の影響を大きく受ける可能性があるからである。例えば、見積者が暇な時期であれば、価格はもっと安くなるかもしれないし、原稿受領から納品までの期間が長ければ、価格はさらに安くなるかもしれない。完成品の売買契約に比して、運用第62条関係第3項の「取引の実例価格を考慮して、」「適正と認められる」価額の判断は容易ではないからであり、また、見積書を提出させることによる価格競争のメリットが見込まれたからである。

この日の協議においては、運用第62条関係第3項についての発言は全くなかったことから、本件印刷業務の比較見積が、運用第62条第3項によるものであると考えていた本件関係者はいないはずである。

- ・ 平成30年2月上旬

統計課内の会議スペースにおいて、本件会計者が、本件印刷業務の仕様書について協議を行った。

私は、本件印刷業務が制作物供給契約であること、よって、仕様書には「原稿渡し日」の記載が必要であること、この記載がなければより安い見積価格の提示を検討することができないかもしれないこと、トラブルの原因となりうること等を説明した。決裁権者は、仕様書に「原稿渡し日」の記載をすることを決定した。

この日の協議においても、運用第62条関係第3項について、本件関係者からの発言はなかった。

- ・ 平成30年2月15日

A社、B社及びC社の3事業者に対し、原則、最低の見積額を提示した者を契約の相手方とする旨を電話で説明した上で、午後1時7分から午後1時14分間に仕様書をファックスにて送信し、見積書の提出を依頼した（提出期限2月20日午後5時）。

- ・ 平成30年2月20日

A社及びB社については、提出期限までにファックスにて見積書又は辞退届が大阪府に提出されていたが、C社については、それらの提出が確認できなかったため、私は、午後4時50分ごろ、C社の事務所に電話した。担当者から「出先なので、帰社しだい提出する。」との説明を受けたため、私は、帰社しだい提出するよう指示した（以下「本件指示」という。）。

午後11時7分から8分にかけて、C社からファックスにて見積書（以下「本件遅延見積書」という。）の提出があった。

- 平成30年2月21日

それぞれの案件について、最も低い金額を提示した見積書は、本件遅延見積書であったが、無効としなければならないほどの遅延ではなく、遅延していた間に他の見積者と見積価格について相談を行っていた（随契見積心得第3条第2号）等の不正行為を疑うべき事情もなかったことから、私は、本件指示を随契見積心得第5条第6項（平成30年4月1日改正後は第7項）の指示として、本件遅延見積書を有効と判断し、随契見積心得第11条に基づき、予定価格の範囲内で最低の価格をもって見積りをしたC社を契約の相手方とする旨の決裁文書（以下「本件決裁文書」という。）を作成し、本件遅延見積書を添付した。

本件決裁文書の稟議過程において、上記事情を知っていた本件契約事務の副担当者は、本件遅延見積書は随契見積心得第5条第4項（平成30年4月1日改正後は第5項）の原則どおり無効であり、本件遅延見積書を提出した事業者と契約することは、他の見積書提出事業者の予見できないところであり、公平性を欠くものであるから、違法である、と主張した。

この副担当者は契約実務に精通したベテラン職員であったことから、決裁権者は、副担当者の主張こそが正当なものと考えていたようであった。そこで、私は、本件関係者と協議して判断すべきと決裁権者に提案したが、決裁権者はこれに応じず、平成30年2月21日午前、前夜にファックスにて提出された本件遅延見積書に代えて、見積者が保管している本件遅延見積書の原本を入手し添付するよう、私に指示した。

見積者が保管している見積書の原本には、ファック受信日時が記録されていないことや、「遅延した見積書は見たくない」という決裁権者の発言から、本件遅延見積書が期限内に遅れたものであることを隠すためではないかと疑ったが、一方で私の主張が認められた結果とも思われたので、私は、本件遅延見積書の見積者の事業所を訪問し、その原本を受領し、同日、本件行政文書に添付し、稟議に付した。この結果、あたかも本件遅延見積書が期限内に提出されたかにみえる行政文書が作成されることとなった。

- 平成30年2月23日

本件決裁文書は、担当グループ及び総務企画グループへの稟議後、本件決裁権者により承認されたので、C社にその旨電話で通知し、それぞれの案件の契約は成立した。

契約の相手方とならなかった者に対しても、随契見積心得第13条第2項に基づき、契約の相手方と契約予定金額を電話で通知した。

- 平成30年3月9日

本件契約に基づく印刷債務は履行され、印刷物は大阪府に引き渡された。

- 平成30年3月12日

結果的に、本件決裁文書が承認されたことから、私は、本件決裁権者の判断は、見積心得第5条第6項（平成30年4月1日改正後は第7項）により、本件遅延見積書を有効と解したことによるものであると思っていた。

しかし、本件決裁文書において、その判断の経緯が明らかになっておらず、ここでそれを明らかにしておかなければ、私が本件遅延見積書を隠蔽したことにされかねないと思った私は、本件決裁権者に、私の考え方に基づいて本件遅延見積書を有効としたのかを問うた。しかし、本件決裁権者は、「勝手にそう思っていればよい。」「遅れた見積書は見たくない。」と繰り返すだけで、それ以上自らの考えを示すことはなかった。

そこで、私は、平成30年3月12日に行われた統計課参事（現統計課長）との期末面談の際、同席していた本件決裁権者に、本件決裁文書を承認した判断理由を問うたうえで、その理由を本件決裁文書に記載すべきことを主張した。判断理由について回答はなく、今までの発言を繰り返すとともに、「決裁権者が（悩まずに）決裁できるような起案をするのが、起案者の仕事」と、あたかも、面倒なことは報告するな、と言わんばかりの発言があった。

私は、「意思決定の過程がわからない文書のままだと、後から問題になったときに、いくら起案者が決裁権者に口頭で説明したと主張しても、「そんなこと覚えていない」「報告を受けていない。」と白を切られるので、文書で意思決定の過程を明らかにすべき。」と反論したが、統計課参事からは、「何でもかんでも、決裁権者に責任、負担を押し付けるな。」との発言があった。

- 平成30年3月19日

本件契約の支出命令に係る決裁文書が本件決裁権者により承認された。

- 平成30年3月23日

私は、統計課参事及び本件決裁権者に対して、本件決裁文書においてその判断の経

緯を明らかにしないのであれば、それは違法又は不当なので、大阪府職員等のコンプライアンスの推進に関する要綱に基づいて、職員通報を総務部法務課に行く旨申し入れた。

このまま放置されたまま、私に人事異動の内示がなされると感じたからである。

- 平成30年3月26日

午前、統計課内会議室にて、本件について、統計課参事及び本件決裁権者と協議。

統計課参事は「取引の実例価格を考慮して価額が適正と認められる1件の代金が10万円以下のものの購入」であるなら随契見積心得の適用対象外（第1条かっこ書）であるから、随契見積心得に基づく手続きを行う必要はないと発言した。決裁権者は、統計課参事のその発言を聞くや否や、同じ主張をし、本件決裁の理由について自らの考えを初めて明らかにした。

私は、統計課のでたらめな主張に失望し、同日午後、本件について、総務部法務課訟務・コンプライアンス推進グループに職員通報を行った。

- 平成30年5月16日

総務部法務課長から、通報不受理通知書を受領した。

- 平成30年8月6日

総務部法務課長へ、再調査申立書を提出した。

- 平成30年8月30日

総務部法務課訟務・コンプライアンス推進グループから、受理しない旨の通知を受領した。

- 平成30年9月11日

本件決裁文書等についての公開請求を行った。

- 平成30年9月28日

統計課課長及び本件決裁権者に、統計が法務課に主張した見解は全くでたらめであるから、住民監査請求を行うつもりであること、話し合いにはいつでも応じる用意があることをメール送信したが、返信はなかった。

- ・ 平成30年10月 2 日、10月10日

本件決裁文書等についての公開が実施された。

- ・ 平成30年10月11日

再度、統計課課長及び本件決裁権者に、連絡をいただきたいこと、連絡なき場合には住民監査請求を行う旨メール送信したが、返信はなかった。

○ 本件の違法性又は不当性

本件遅延見積書は、随契見積心得の定めに基づいて処理しなければならないが、その取扱いには、二つの対応が考えられた。一つは、随契見積心得第5条第4項（平成30年4月1日改正後は第5項）を適用して無効とするものであり、もう一つは、同条第6項（平成30年4月1日改正後は第7項）等により有効とするものである。同条第4項が原則規定であるが、例外規定である同条第6項（「前各項の規定は大阪府が別に指示する場合は適用しない。」）を適用するのであれば、その指示及びその理由等について、同条第6項の適用ではなく、それ以外の理由によるのであれば、そのことについて明らかにする必要があるはずである。例えば、他の見積者と見積価格又は見積意思について相談していた（随契見積心得第3条第2号）ための遅延ではない、約6時間の遅れは無効としなければならないほどの遅延ではない等である。

なぜならば、その理由等が不適切なものであれば、それに基づいて行った意思決定も不適切なものである蓋然性は高くなるが、このような理由等を行政文書で明らかにすることにより、その稟議過程において、その意思決定の妥当性を審査することが、稟議、決裁制度の目的のひとつと考えられるからであり、平成29年に改正された行政文書管理規則第13条第1項が「経緯も含めた意思決定に至る過程を合理的に跡付け、検証ができるよう、文書を作成する」よう義務付けているところでもあるからである。

本件行政文書では、本件遅延見積書の存在は隠蔽されたので、契約の相手方選定の意思決定に至る過程がまったくわからない。そのため、意思決定を合理的に跡付けすることができず、その意思決定が妥当であったか等の検証を行うことができない。特に本件については、前述のとおり、複数の選択肢（本件遅延見積書を有効とするべきか、無効とするべきか）があったのであるから、なおさらである。

したがって、本件行政文書は、行政文書管理規則第13条第1項に反するものである。また、本件遅延見積書について、随契見積心得に基づく取り扱いをしなかったことは、

財務規則に反するものでもある。よって、本件印刷業務に係る契約の締結手続きには瑕疵があり、その契約及びそれに基づく支払いは違法又は不当である。

【最後に】

本件行政文書は、統計課の庶務を担う総務企画グループにも稟議に付されたが、本件行政文書には、見積書が遅れて提出された事実の記載がないので、当然のことながら、そのことを問題にされることがなかった。

本件は、わずか数万円の契約案件であるが、行政文書管理規則や財務規則等がまったく理解されずに行われたものである。このようなことが許されるのであれば、法令違反等の不適切な業務執行が稟議、決裁制度をすり抜けて行われ、監査制度でさえもそれを是正する機会を失ってしまうことになる。

また、一般的に稟議、決裁制度は、ボトムアップ式の意味決定であるとされるが、その意思決定に責任を負うのは決裁権者のはずである。しかし、その意思決定に影響を与える事実や経緯等について、行政文書において明らかにされていなければ、決裁権者は、「そのような報告を受けていない。」という一言によってその責任を起案者に転嫁する可能性がある。本件決裁権者の行為が容認されるのであれば、起案者なんてとてもじゃないがやられてられない。

平成29年に改正された地方自治法第150条（平成32年4月1日施行）では、内部統制体制の整備が都道府県知事に義務付けられたが、その内部統制体制の一翼を担うものであるはずの職員通報制度は、統計課のでたらめな主張を鵜呑みにし、本件にかかる私の通報を受理しなかった。

本件住民監査請求によって、監査委員が知事に必要な措置を講じるよう勧告されることを願うばかりである。

事実証明書（略）

平成30年11月19日付け 請求人提出

大阪府職員措置請求書を補完する陳述書

平成30年10月15日付け大阪府職員措置請求書（以下、「本件措置請求書」という。）に下記を補完し、その証拠を提出する。

記

○ 本件の違法性又は不当性について

随意契約は、入札等の競争の方法によらずに、適当と思われる相手方と契約を締結する方法であるが、全く自由に契約の相手方を選ぶことができるということではなく、大阪府財務規則、大阪府随意契約ガイドライン及び大阪府随意契約見積心得に則った手続きが必要であること。

大阪府財務規則はもとより、大阪府随意契約ガイドライン及び大阪府随意契約見積心得についても、大阪府のウェブページで公開されており、見積参加者は、これらに則った手続きが行われると思っていること。

平成29年8月10日付けで行政文書管理規則が改正され、改正前は運用で定められていたことが規則に格上げされたこと。

○ 通報不受理通知における統計課の見解について

通報不受理通知書の「理由2（2）」に記述されている統計課の見解には、「所属においても当該見積書を有効と判断して決裁をした」とあるが、本件措置請求書で述べたとおり、本件決裁権者は、当該見積書を有効としてよいか判断できなかったため、当該見積書が提出期限に遅延した見積書であるという事実を隠し、あたかも期限内に提出されたものとして、本件印刷契約の相手方決定の決裁をした、というのが事実であること。

この統計課の見解は、本件に係る公益通報について統計課が法務課に提出した「通報案件確認書」に基づくものと思われるが、これは本件決裁権者が作成した虚偽の内容の文書であり、虚偽公文書作成（刑法第156条）の疑いがあること。

この「通報案件確認書」が法務課の判断を誤らせ、その結果、本件に係る公益通報が受理されなかったこと。

○ 本件についての決裁権者の一連の言動について

私の問いかけ（「見積心得第5条第7項により有効としたのか」等）に対する本件決裁権者の一連の言動（「勝手にそう思っていればよい。」「遅れた見積書は見たくない。」との発言や自らの考え方を示さなかったこと等。）は、本件決裁権者が私を疎ましく思っていたためであり、それは、工業統計調査の業務に係る問題点等を、平成29年9月に私が指摘したことがその発端となっていること。

○ 本件措置請求書の（請求の要旨）で当方が求めた必要な措置について

統計課長（平成30年3月までは統計課参事）は、平成30年4月に法務課長から本件の公益通報に係る「通報案件確認書」を提出するよう依頼を受けているが、その際も十分な調査を行わなかったため、事実の把握ができず、本件について必要な措置を講じることを怠っていること。

○ 本件措置請求書における誤記について

本件措置請求書の2ページ目下から7行目の「本件会計者」という文言は誤りで、正しくは「本件関係者」であること。

事実証明書（略）

平成30年11月19日 請求人陳述概要

○本件の違法性又は不当性について

- ・ 本件印刷業務は、随契見積心得の適用を受ける契約である。
- ・ 本件見積りの有効・無効の判断については、この随契見積心得に基づいて行うべきであったが、実際はそうではない。

○通報不受理通知における統計課の見解について

- ・ 公益通報において統計課が法務課に提出した「通報案件確認書」は、虚偽の内容の文書であり、これが法務課の判断を誤らせ、その結果、本件に係る公益通報が受理されず、止むを得ず住民監査請求を提出せざるを得なくなった。

○決裁権者の一連の言動について

- ・ 本件決裁権者の「勝手にそう思っていればよい」などの一連の言動は、本件決裁権者が私を疎ましく思っていたためであり、その発端は、平成29年9月に私が工業統計調査の業務に係る問題点等を指摘したことである。

○本件措置請求書の（請求の要旨）で当方が求めた必要な措置について

- ・ 統計課長は、平成30年4月に法務課長から本件の公益通報に係る「通報案件確認書」を提出するよう依頼を受けた際に、十分な調査を行わなかったため、事実の把握ができず、本件について必要な措置を講じることを怠っていることを追加する。

○行政文書管理規則の改正について

- ・ 平成29年8月10日付けで、行政文書管理規則第13条が「事務及び事業を行うに当たっては、経緯を含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、文書を作成するものとする」と改正された。時期的に、森友学園の問題があったため、意思決定に至る過程が検証できるようにということで、改正されたと理解している。

○その他

- ・ 本件印刷業務について、「運用」か「随契見積心得」のどちらを根拠とするのか、フェア

ックスによる見積書の徴取、提出期限の設定、期限に遅れた場合の対応などについて、事前に協議は行っていない。

- 本件印刷業務発注当時の随契見積心得にファックスによる見積書の徴取は認められていなかったが、当時、他の所属でもそのような状況があり、後追いで改正されたと理解している。
- 見積書提出期限の10分ほど前に未提出の業者に電話したことは、副担当者から促されたため、深くは考えずに、上司に相談せずに行った。
- その電話で、帰社次第、見積書を提出するように指示したことは、見積書の有効・無効については後で相談しようとの判断であり、翌朝上司に報告した。
- 本件遅延見積書を有効としたことは、他の業者には伝えていない。
- 当初の起案文書に意思決定の経過を記載しなかったのは、方針が決定してから加筆しようと考えたからである。

平成30年11月19日付け 総務部提出

陳述書

1 本件契約事務の経過

[業務概要]

本件契約事務は、大阪府が国からの法定受託事務として、5年に1度の経済センサス - 活動調査の年を除き毎年実施している「工業統計調査」において、統計調査員が調査対象事業所を訪問する際に携帯する統計調査員証及び調査員の写真の上に貼る保護シールの印刷にかかる契約事務である。

なお、過去3年の本件契約金額の実績は次のとおり。

- ・平成28年度
統計調査員証の印刷： 31,320 円
写真保護シールの印刷： — 円 (在庫対応)
- ・平成27年度[平成28年経済センサス - 活動調査]
統計調査員証の印刷： 46,785 円
写真保護シールの印刷： 33,858 円
- ・平成26年度
統計調査員証の印刷： 34,020 円
写真保護シールの印刷： — 円 (在庫対応)

[経過]

- ・平成29年12月20日 (水) 本件印刷業務に係る準備。担当者が前回実績等を確認。
- ・平成30年1月30日 (火) 公開見積合わせに代え、少額随意契約の比較見積徴取を決定。
- ・平成30年2月15日 (木) 午後1時過ぎに、担当者が3業者に対してファックスにより見積り依頼。(見積書提出期限を平成30年2月20日 (火) 午後5時)
- ・平成30年2月20日 (火) 午後4時50分頃に担当者が見積書未提出の業者に電話連絡。当該業者が出先にいたので、帰社しだに見積りを提出するよう指示。午後11時過ぎにファックスで当該業者の見積書が到達。
- ・平成30年2月21日 (水) 朝に担当者が当該業者の見積書の到達を確認し起案。副担当者に起案文書を見せた際に、採用する見積書が提出期限に遅れていることを指摘さ

れ、決裁権者（グループ長）に相談。その時点で、決裁権者は初めて担当者から1者の見積りが遅延したという報告を受け、同時に本件遅延見積書が有効か無効かを問われた。決裁権者は、これを有効と判断し、見積書原本を入手して起案するよう指示。

- ・ 平成30年2月23日（金）決裁。
- ・ 平成30年3月9日（金）印刷物納品。
- ・ 平成30年3月12日（月）担当者から決裁権者に決裁の判断理由を起案文書に残すよう申し入れ。
- ・ 平成30年3月19日（月）支出命令に係る決裁。

2 提出期限に遅れた見積書の扱い

[見積書徴取の考え方]

- ・ 本契約は、先に述べた過去の契約実績のとおり、「取引の実例価格を考慮して、価額が適正と認められる1件の代金が10万円以下のものの購入」（印刷発注）業務に該当することから、財務規則の運用第62条関係第3項の規定により、見積書の徴取に代えて、業者の様式でファックスによる価額の見積りを取ったものである。

[有効と判断した理由]

- ・ 本件契約は少額随意契約の案件であり、
 - ① 上記のとおり、財務規則の運用第62条関係第3項の規定を適用したものであること。
 - ② したがって、本件契約事務には「随契見積心得」が適用されないこと。
（なお、「随契見積心得」第1条においても、「取引の実例価格を考慮して価額が適正と認められる1件の代金が10万円以下のものの購入を除く。」と、同趣旨の規定がなされている。）
 - ③ 当該業者は、提出期限には遅れたものの担当者の指示を受けて見積書を提出しており、提出に数時間の遅れはあったが、指示した日の内に見積書をファックス送信していること。
 - ④ 担当者に確認したところ、他の見積者の見積金額等の情報は当該業者に開示されておらず、公正性は確保できていること。
 - ⑤ 当該業者の提示した見積書の金額が最も低く、地方財政法第4条第1項、地方自治法第2条第14項の規定から、府（本件の場合は国）にとって最も有利な価格によって契約を締結すべきであること。

から、有効であると判断し採用することとした。

[見積書の差し替え]

- ・ 財務規則の運用第62条関係第3項には、「取引の実例価格を考慮して、価額が適正と認められる1件の代金が10万円以下のものの購入、修理等に係るものについては、電話、ファックス、電子メール及びウェブページ等により価額の見積りを取り、その状況を記録しておくことにより見積書の徴取に代えることができる。」と規定している。

このことから、本来、府費の執行であれば見積書を原本と差し替える必要はなかったのであるが、本件は、国からの委託費で執行しており、国の検査の際に、採用した見積書は原本を添付するよう指導を受けていたことから、決裁文書には見積書の原本を添付するよう決裁権者が担当者に指示したものである。

3 決裁文書への決裁権者の判断理由の記述

平成30年3月12日（月）に、担当者から決裁権者に対して、「本件決裁文書を承認した判断理由を決裁文書に記載すべき」との申し入れがあったものであり、施行後の文書に修正を加えることはできないと考えた。

なお、平成30年2月20日（火）に担当者が業者へ見積提出を指示した以降、翌2月21日（水）の決裁権者（グループ長）への相談、決裁権者がこれを有効と判断して見積書原本を入手して起案するよう指示した際、さらに、2月23日（金）に決裁権者（グループ長）が決裁した時点のいずれにおいても、担当者から「本件決裁文書を承認した判断理由を決裁文書に記載すべき」との申し入れがなされたことはなく、上記のとおり3月12日（月）に至ってはじめて担当者から申し入れがあった。

平成30年11月19日 総務部の陳述概要

- ・ 財務規則の運用第62条関係第3項の「取引の実例価格を考慮して、価額が適正と認められる1件の代金が10万円以下のもの」について、本件の工業統計は、ほぼ毎年行っているため過去の実例価格を把握でき、その実績から、実例価格が10万円以下だと認識している。
- ・ 財務規則の運用の62条第3項関係においては、10万円以下のものについては、ファックスによる見積徴取が認められている。
- ・ 担当者が業者に送ったファックスは、事前に決裁権者は見ていない。
- ・ 見積書に提出期限を設定することについて特に規定はないが、通常は、日単位で設定することが多い。
- ・ 見積を徴取する業者は決まっているので、辞退するかの確認も含めて提出期限前に連絡を取ることはあるが、本件のような直前ではない。
- ・ 本件遅延見積書を有効としたことについては、担当者の指示が、見積書の提出が遅れても構わないと理解され得るものであったことも考慮した。
- ・ 本件遅延見積書を有効としたことは、他の業者には伝えていない。
- ・ 本件遅延見積書を有効とし、最終的に契約の相手方としたことの経緯について、記録は残していない。
- ・ 送信日時が記載されたファックスによる見積書は原本と差し替えたため、組織として保存はしていない。

平成30年11月19日 総務部の陳述に対する請求人の意見概要

- ・ 本件の契約については、過去2回は、より入札に近い公開見積合わせを実施しており、激しく価格競争をさせてきた。今回、急に随意契約に変えるようなことは、通常は考えられない。過去は公開見積合わせを実施していた起案文書を証拠として提出する。

法令等の規定（参考）

1 大阪府財務規則の運用第62条関係第3項

…取引の実例価格を考慮して、価額が適正と求められる1件の代金が10万円以下のものの購入、修理等にかかるものについては、電話、ファックス、電子メール及びウェブページ等により価額の見積りを取り、その状況を記録しておくことにより見積書の徴取に代えることができる。

1-2 大阪府会計局のQ&A（抜粋）

「…ものの購入、修理等に係るものとは、物品の購入、修理のほか、物品の使用や施設の修繕・補修、委託役務サービスの提供その他の契約にもとづくもの全てを指します。」

2 大阪府随意契約見積心得（平成20年1月1日制定）

第1条 この心得は、大阪府が行う随意契約（物品調達システムにより公開見積合せを実施するもの、取引の実例価格を考慮して価額が適正と認められる1件の代金が10万円以下のものの購入、修理等に係るもの及び公募型プロポーザル方式によるものを除く。）の場合における見積書の徴取その他の取り扱いについて、見積りをしようとする者（以下「見積者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

第5条 見積者は、様式1（大阪府が別の様式を指定した場合にあっては当該様式）により見積書を作成し、記名押印の上、指定した要件に基づき提出しなければならない。

2 （略）

3 見積書は、郵送で提出することができる。

4 大阪府が特に認めた場合、電子メール及びファックスで見積書を提出することができる。この場合、見積者は原本を保管し、契約の相手方となった者は後日、見積書の原本を提出しなければならない。

5 見積書が、見積依頼書その他の見積依頼において指定した日時までに到達しないときは、当該見積は無効とする。

6 見積書を提出した後は、当該提出した見積書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

7 前各項の規定は、大阪府が別に指示する場合は、適用しない。

第6条（略）

2 見積参加者は、見積りを辞退するときは、見積り辞退届（様式2）を大阪府へ提出するものとする。

2-2 大阪府随意契約見積心得の改正（抜粋）

随契見積心得は、平成30年4月1日付で、下表のとおり改正されている。

改正前（～H30. 3. 31）	改正後（H30. 4. 1～）
第5条 3 見積書は、大阪府が特に郵送を認めた場合に限り、郵送での提出を認める。	第5条 3 見積書は、郵送で提出することができる。 4 大阪府が特に認めた場合、電子メール及びファックスで見積書を提出することができる。この場合、見積者は見積書の原本を保管し、契約の相手方となった者は後日、見積書の原本を提出しなければならない。

3 「印刷物の契約種類の変更にもなう改正等について（通知）」（平成27年3月31日付け総務部契約局長通知）（抜粋）

- 大阪府が発注する印刷物の契約種類を、これまでの「印刷物の購入」から「印刷物の製作」に変更します。
- 印刷物にかかる契約は「製作物供給契約」であり、「請負（印刷仕事の完成）」と「売買（完成物の財産権の移転）」の2つの性質を持つ混合契約と考えられており、どちらであるべきかの民法上の規定はなく、契約一般理論により決定されます。
- 入札等が必要な金額は以下のとおり。
[一般競争入札] 予定価格が160万円（税込）を超える案件

[公開見積合せ] 予定価格が10万円（税込）超～160万円（税込）以下の案件

- ・ 発注手続きは、物品調達システムによりおこなう。（今までどおり）
- ・ 予算科目は「消耗需用費」です。（今までどおり）

4 大阪府行政文書管理規則（平成14年12月27日大阪府規則第122号）（抜粋）

第13条 事務及び事業を行うに当たっては、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、文書（電磁的記録にあっては、電子文書に限る。以下この条において同じ。）を作成するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、処理に係る事案が軽微なものである場合は、文書の作成を要しないものとする。

5 大阪府事務決裁規程（昭和三十六年十一月一日大阪府訓令第四十一号）（抜粋）

第十二条 室のうち課を置かない室（以下「課を置かない室」という。）の室長又は課の課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

二十六 予定価格が一件三千万円未満の物件の購入に関すること。

第十八条 副首都推進局長は第四条から第八条までに規定する事項、危機管理監は第三条、第十一条、第十三条から第十五条まで及び第二十九条に規定する事項（危機管理監の所掌事務に係る事項に限る。）並びに第九条に規定する事項、部長は第三条、第十一条から第十五条まで及び第二十九条に規定する事項（危機管理監の所掌事務に係る事項を除く。）並びに第十条に規定する事項の細目を定めるものとする。

5-2 大阪府事務決裁規程細目（別表2抜粋）

次長、グループ長（課長補佐）及び主査（総括）の専決事項として指定する経費の執行に係るもの

執行区分		部長専決事項のうち次長等に専決させるもの	室長（課長）専決事項のうちグループ長（課長補佐）又は主査に専決させるもの		
節	区分		グループ長（課長補佐）	総括主査	
需用費	消耗需用費	3,000万～1億	3,000万未満		
	維持需用費	修繕費	1,000万以上	1,000万未満	
		光熱水費			全額

5-3 大阪府事務決裁規程細目（別表3抜粋）

室長（課長）の権限のうち、グループ長（課長補佐）及び主査（総括）の専決事項として指定する支出命令

グループ長（課長補佐）	主査（総括）	
主査（総括）に指定する以外の支出命令	報酬	維持需用費に限る
	給料	
	職員手当等	
	共済費	
	災害補償費	
	恩給及び退職年金	
	賃金	
	旅費	
	需用費	
	役務費	
	使用料及び賃借料	
公課費		

（注）上記に細目の別表3を抜粋したとおり、需用費のうち維持需用費以外のもの（消耗需用費）はグループ長（課長補佐）の専決事項として指定する支出命令となる。

6 会計検査院法（昭和22年4月19日法律第73号）

第24条 会計検査院の検査を受けるものは、会計検査院の定める計算証明の規程により、常時に、計算書（当該計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして会計検査院規則で定めるものをいう。次項において同じ。）を含む。以下同じ。）及び証拠書類（当該証拠書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）を、会計検査院に提出しなければならない。

7 計算証明規則（昭和二十七年会計検査院規則第三号）

第1条 会計検査院の検査を受けるものの計算証明に関しては、この規則の定めるところによる。

第5条 証拠書類は、原本を提出しなければならない。ただし、原本を提出し難いときは、証明責任者が原本と相違がない旨を証明した謄本をもって、原本に代えることができる。